

令和3年7月 19 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

室長補佐（指導担当）

齋藤 豪徳

労働紛争調整官

齋藤 繭子

（電話）028-633-2795（FAX）028-637-5998

報道関係者 各位

「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

「いじめ・嫌がらせ」件数が引き続き最多、

「解雇」等に関する民事上の個別労働紛争が前年度より増加

栃木労働局（局長 藤浪 竜哉）は、令和2年度の個別労働紛争解決制度（※1）の施行状況を取りまとめましたので公表します。

パワーハラスメント（パワハラ）を含む「いじめ・嫌がらせ」に関する相談の増加を受けて、引き続き、総合労働相談コーナー（※2）に寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導、あっせん等の運用を的確に行い、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

《 概要 》 詳細は別紙参照

○令和2年度に、県内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は過去最多。

・総合労働相談件数 14,921 件（前年度比+4.1%）

○相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は3,881件と最多。

内容はパワーハラスメント（パワハラ）を含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が1,463件で10年連続トップ。

・民事上の個別労働紛争相談件数 3,881 件（前年度比+12.8%）

・「いじめ・嫌がらせ」の相談件数 1,463 件（前年度比+9.8%）

○労働局長による助言・指導を求める申出受付件数、紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数はいずれも減少。

・助言・指導申出受付件数 60 件（前年度比△31.8%）

・あっせん申請受理件数 41 件（前年度比△30.5%）

※1 個別労働紛争解決制度は、都道府県労働局が、個々の労働者と事業主との間の紛争について、無料で解決援助サービスを提供する制度。援助方法は、「労働相談」のほか、労働局長が解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する「助言・指導」、労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士など労働問題の学識経験者）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより解決を図る「あっせん」の3つがある。

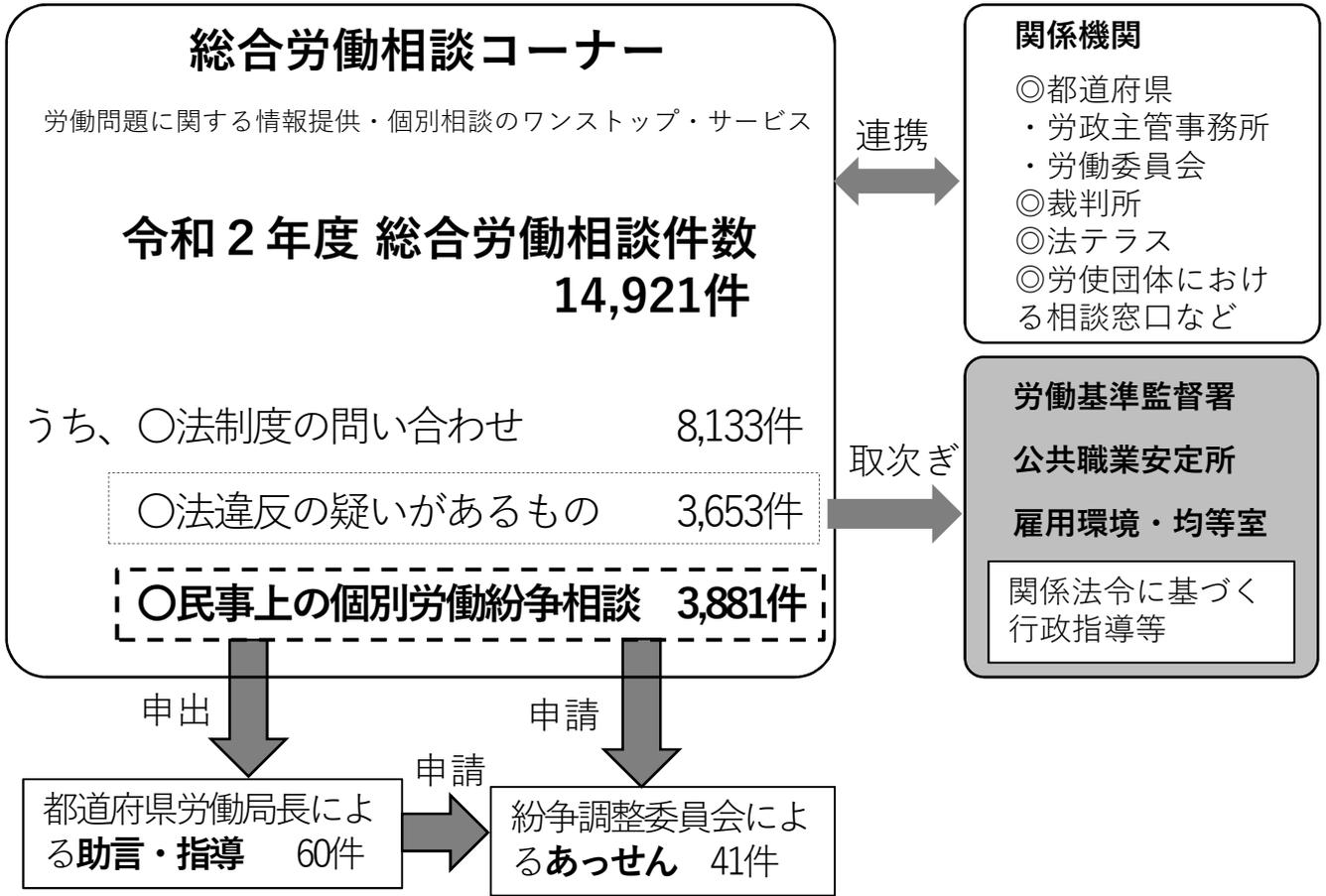
※2 栃木労働局雇用環境・均等室と県内7労働基準監督署内に設置しており、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応している。

【別添資料】

個別労働解決システムの概要、栃木労働局内総合労働相談コーナー

個別労働紛争解決システムの概要

※ 数字は令和2年度栃木労働局管内



○栃木労働局内総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
栃木労働局 総合労働相談コーナー	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎3F 雇用環境・均等室内	028-633-2795
宇都宮 総合労働相談コーナー	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎別館 宇都宮労働基準監督署内	028-633-4257
足利 総合労働相談コーナー	〒326-0807 足利市大正町864足利労働基準監督署内	0284-41-1188
栃木 総合労働相談コーナー	〒328-0042 栃木市沼和田町20-24栃木労働基準監督署内	0282-88-5495
鹿沼 総合労働相談コーナー	〒328-0042 鹿沼市戸張町2365-5鹿沼労働基準監督署内	0289-64-3215
大田原 総合労働相談コーナー	〒324-0041 大田原市本町2-2828-19大田原労働基準監督署内	0287-22-2279
日光 総合労働相談コーナー	〒321-1261 日光市今市305-1日光労働基準監督署内	0288-22-0273
真岡 総合労働相談コーナー	〒321-4305 真岡市荒町5203真岡労働基準監督署内	0285-82-4443

1. 総合労働相談の状況

(1) 相談件数の推移（相談者ベース）

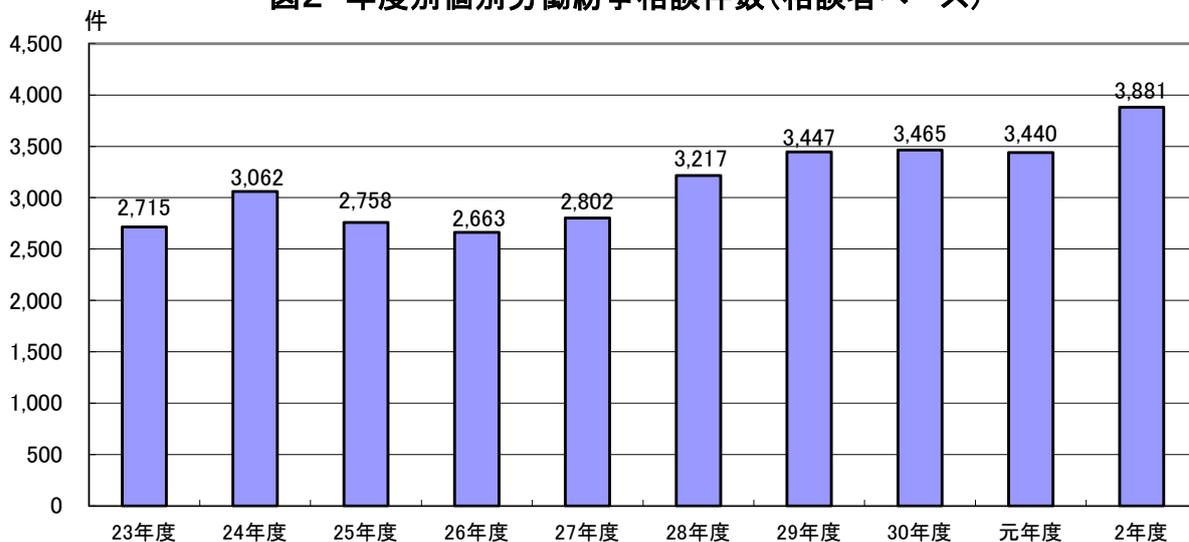
令和2年度1年間に総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談（民事上の個別労働紛争に関する相談、法令又は制度に関する問い合わせ、行政指導を求める相談など）の件数（相談者数）は、令和元年度を583件上回る14,921件となった。（[図1参照](#)）

このうち、法違反を伴わない「いじめ・嫌がらせ」等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（以下「個別労働紛争相談」という。）は、過去最多であった令和元年度を441件上回り、過去最高の3,881件。（[図2参照](#)）

図1 年度別総合労働相談件数



図2 年度別個別労働紛争相談件数(相談者ベース)



(2) 個別労働紛争相談の状況

① 相談内容の内訳

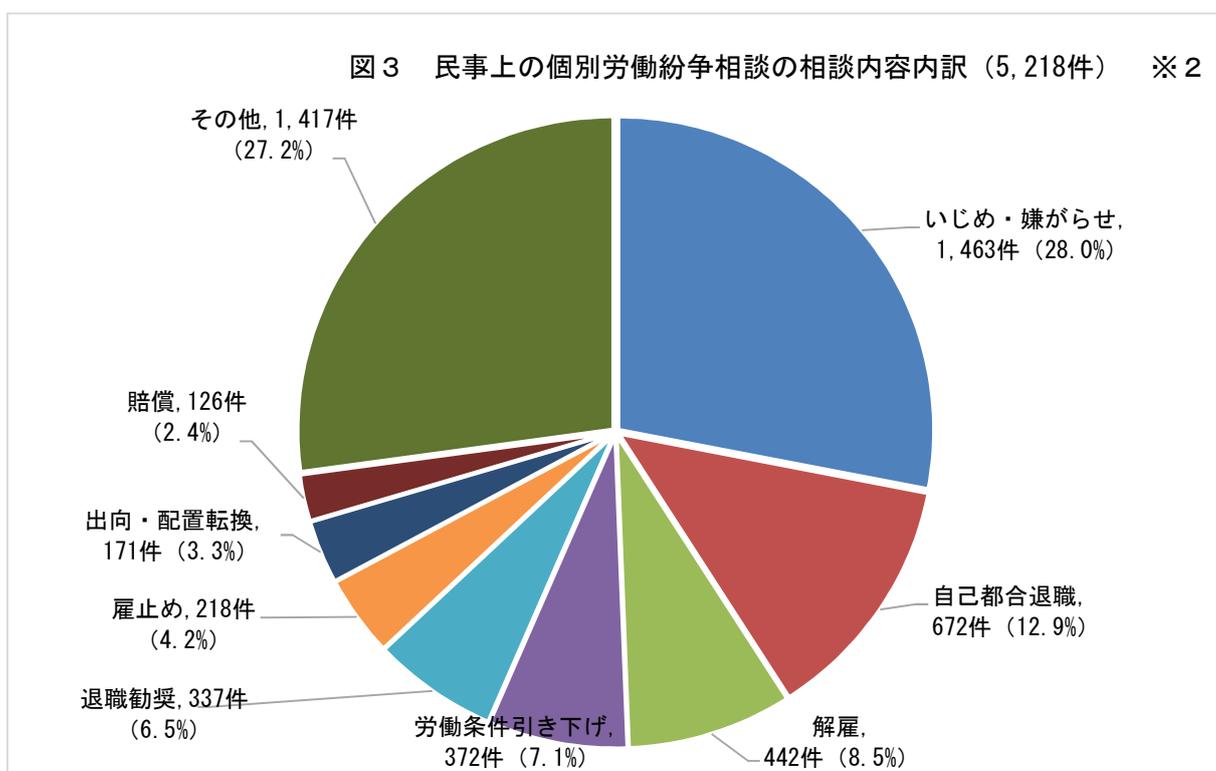
個別労働紛争相談件数（令和2年度3,881件）は、1回の相談で複数内容の相談がある場合もあり、これを相談内容別の延べ件数で計上すると令和2年度は5,218件となる。

この相談内容別延べ件数では、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が10年連続で最も多く1,463件で、全体の28.0%と3割近くを占め、1,000件を超えるのは5年連続。

次いで、「自己都合退職」に関する相談が672件（12.9%）、「解雇」に関する相談が442件（8.5%）と続いている。（図3、4、表1参照）

「自己都合退職」には、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」が原因となったトラブルや、「辞めたいのに辞めさせてくれない」等といった足止めに関するトラブルも含まれている。

「解雇」は、前年度4番目（312件）であったが今年度3番目（442件）に増加した。



（その他…雇用管理改善、懲戒処分、採用内定取消など）

（ ）内は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。

合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

図4 年度別・相談内容別 個別労働紛争相談件数

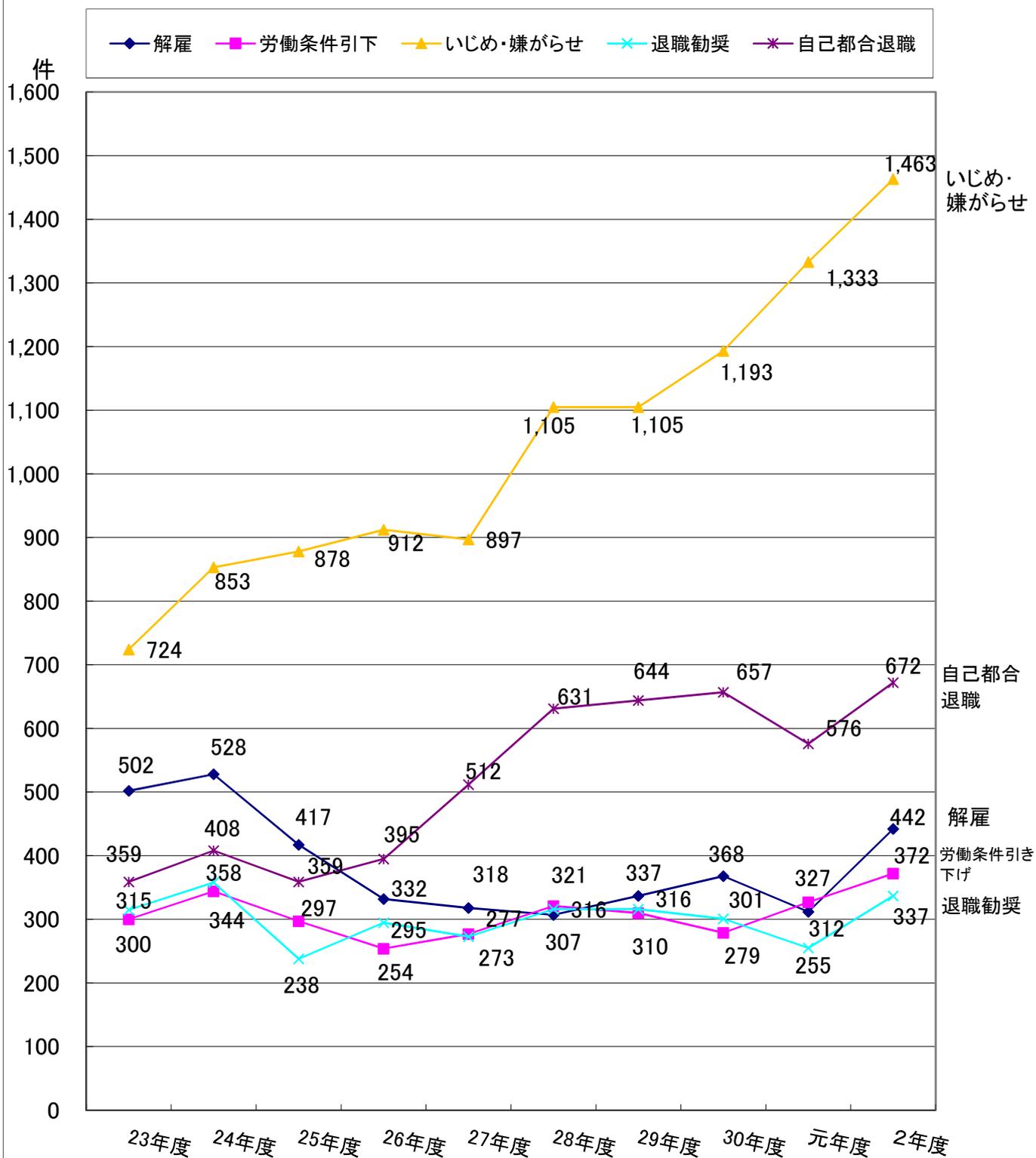


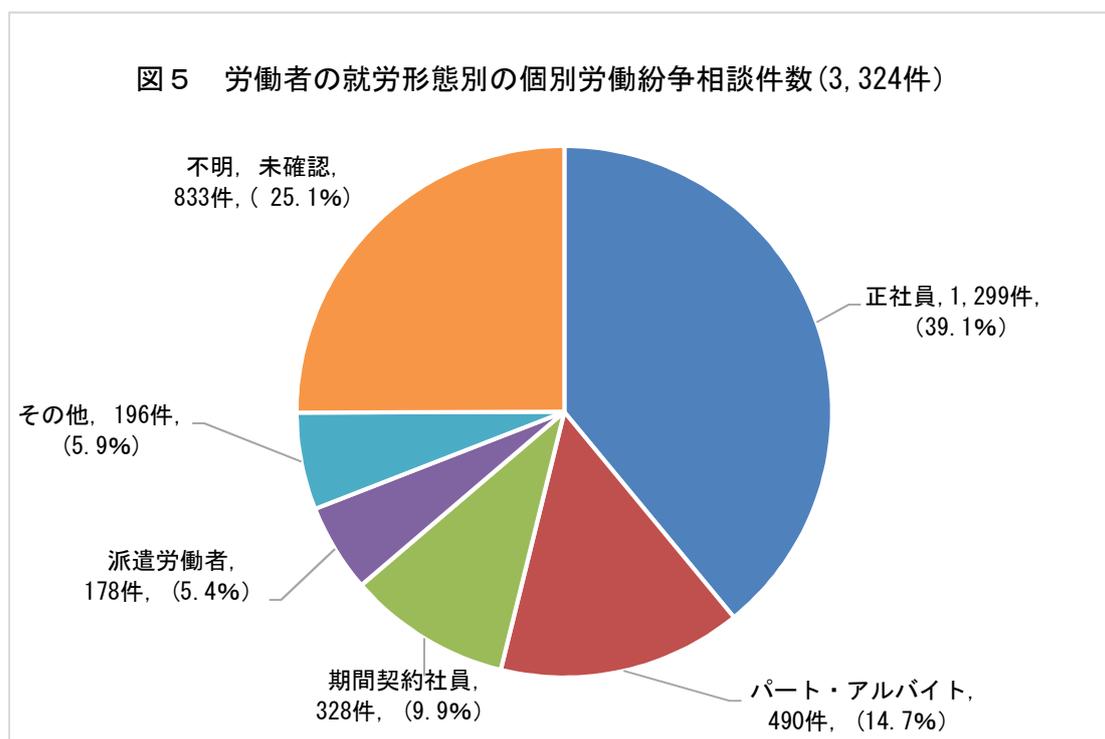
表1 〔年度別・主要相談内容別 個別労働紛争相談件数（内訳延べ合計件数、「その他」を除く）〕

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
いじめ・嫌がらせ	724	853	878	912	897	1,105	1,105	1,193	1,333	1,463
自己都合退職	359	408	359	395	512	631	644	657	576	672
解雇	502	528	417	332	318	307	337	368	312	442
労働条件引下	300	344	297	254	277	321	310	279	327	372
退職勧奨	315	358	238	295	273	316	316	301	255	337
雇止め	149	153	119	111	97	115	140	100	101	218
出向・配置転換	124	116	133	135	120	143	132	118	115	171
賠償	226	213	200	178	137	214	161	152	151	126

② 相談者の状況〔個別労働紛争相談件数（相談者ベース）3,881件の内訳〕

相談者の種類別では、労働者からの相談が3,324件（85.6%）と大半を占め、事業主からの相談が279件（7.2%）、その他（家族、社会保険労務士など）からの相談が278件（7.2%）となっている。

紛争の当事者である労働者の就労の形態別では、正社員が1,299件（39.1%）と最も多く、次いでパート・アルバイトが490件（14.7%）、期間契約社員が328件（9.9%）、派遣労働者が178件（5.4%）と続いた。（図5参照）



2. 栃木労働局長による「助言・指導」の受付状況

令和2年度の栃木労働局長による助言・指導を求める申出件数は、令和元年度より28件減の60件であった。（図6参照）

申出内容別では「いじめ・嫌がらせ」、「雇止め」に関するものがそれぞれ6件（10.0%）で最も多く、次いで「出向・配置転換」に関するものが5件（8.3%）、「労働条件引き下げ」、「解雇」、「退職勧奨」がそれぞれ4件（6.7%）となっている。

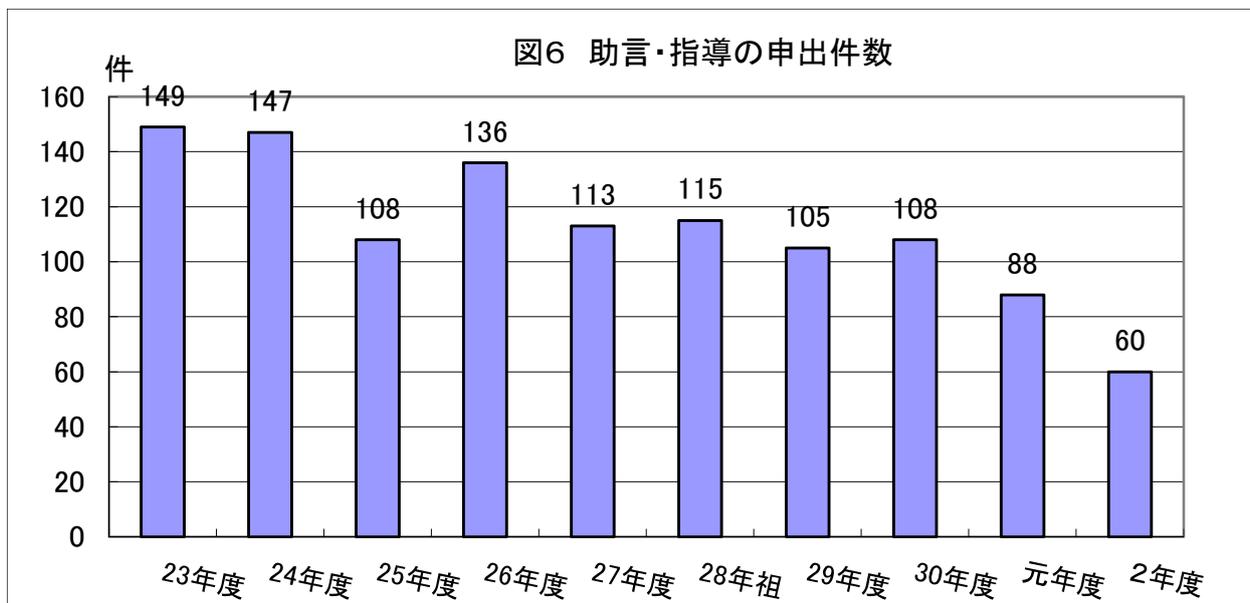
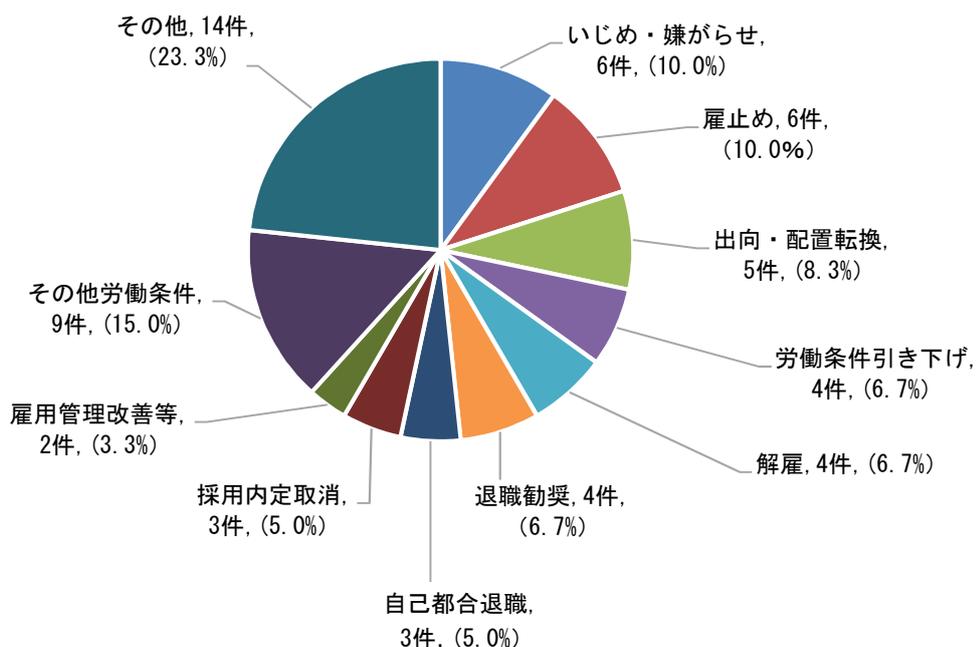


図7 助言・指導の申出内容・件数（60件）



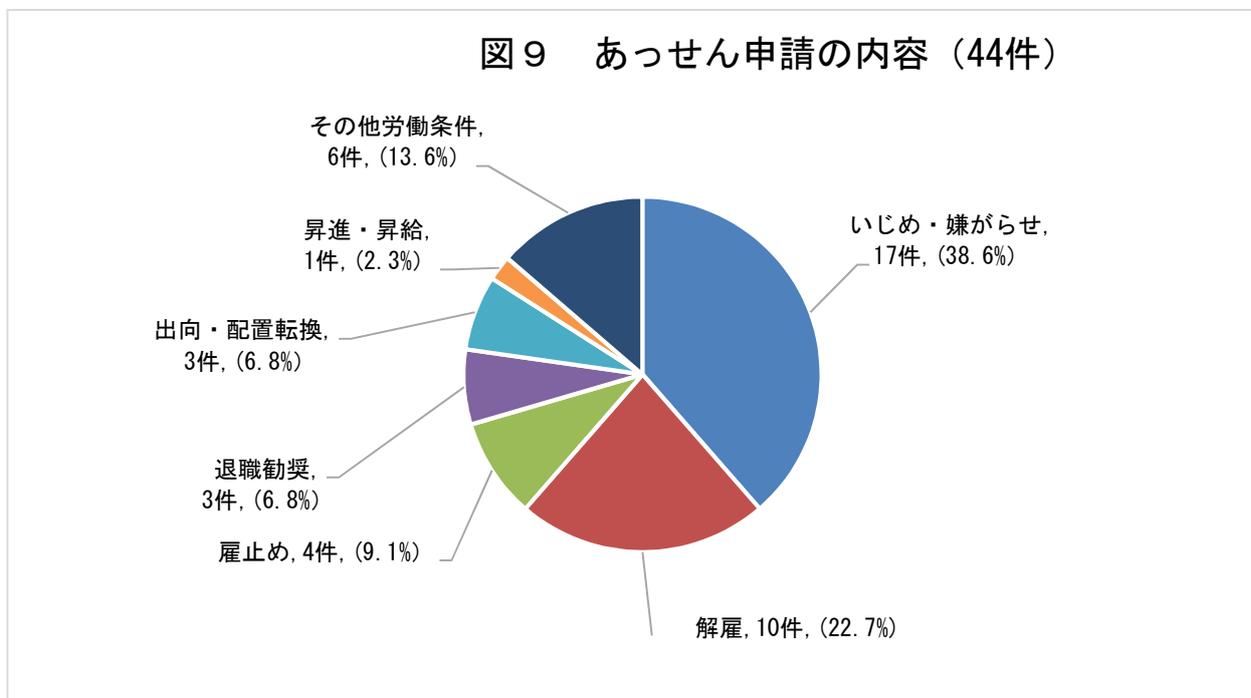
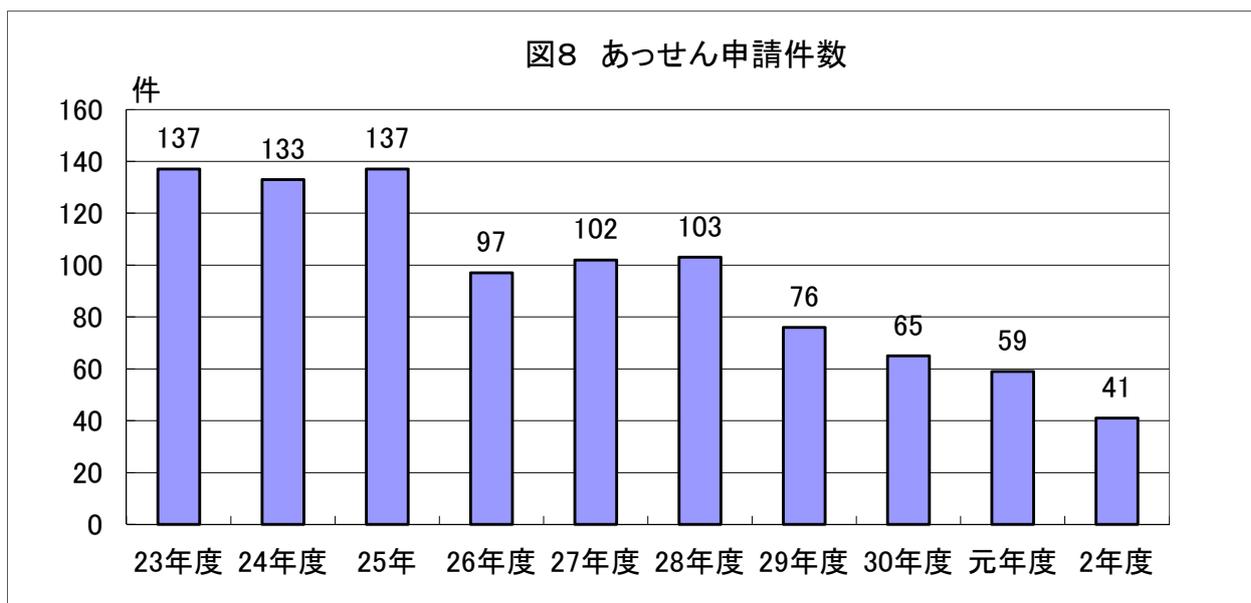
※3 「60件」は、申出内容別の延べ件数。

（ ）内は申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申し出内容を件数として計上したもの。

3. 栃木紛争調整委員会による「あっせん」の受理状況

令和2年度のあっせん申請受理件数は令和元年度から18件減少の41件であった。（図8参照）

申請内容別では、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが17件（38.6%）と最も多く、「解雇」に関するものが10件（22.7%）、「雇止め」に関するものが4件（9.1%）と続き、この3つで全体の70%を超える結果となった。（図9参照）



※4 「44件」は、申請内容別の延べ件数。

（ ）内は申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数の申請内容を件数として計上したもの。